

カナダにおけるアフリカ豚熱発生時の ゾーニング適用に係るリスク評価報告書概要

2025 年 2 月 14 日
消費・安全局 動物衛生課

I. 背景

1. 我が国は、カナダから輸入する豚、豚肉及び豚肉製品について家畜衛生条件を締結している。
2. 現在に至るまで、カナダではアフリカ豚熱（以下、「ASF」）の陽性事例は確認されていない。しかしながら、世界的な ASF の流行を受け、2019 年 4 月にカナダ当局より、カナダで ASF が発生した際に、豚、豚肉及び豚肉製品の輸出を継続できるよう ASF のゾーニング適用要請があった。
3. このため、標準的手続に従い、カナダ当局との書面による質疑応答や現地調査を通じて情報を収集し、当該情報に基づき、カナダで ASF が発生した際に、ゾーニングを適用し豚、豚肉及び豚肉製品を輸入した場合の ASF の我が国への侵入リスクについて、定性的な評価を実施した。

II. 評価事項

1. 獣医体制及び法制度

(1) 獣医当局

保健省の外局であるカナダ食品検査庁 (CFIA) は、家畜衛生、植物防疫及び食品衛生の所管省庁として、カナダ全土の家畜衛生、植物防疫及び食品衛生に係る法令整備や政策立案を担っている。国家獣医当局としての CFIA は、家畜衛生対策の企画調整を行う動物衛生局本部と、実務を担う CFIA の地方部局（エリア事務所、地域事務所及び地区事務所）より構成されている。

カナダは 10 州及び 3 準州からなる連邦国家である。各州の州獣医当局には、専従の獣医官（州獣医官）が配置されるが、ASF 等の海外動物疾病のリスク管理の実施主体は連邦政府機関である CFIA であり、州獣医当局はその支援を行う。前記の行政区画のうち 8 州及び 1 準州（これらには養豚が盛んな地域が全て含まれる）の獣医当局は、CFIA との間で海外家畜疾病緊急支援プランを締結することにより、海外動物疾病が発生した場合の役割分担及び責任の所在を明確にしている。

1 また、国内法令に基づき、訓練を受けた民間獣医師を CFIA が認定し、公
2 的業務（関連農場への立入検査、疾病発生時の防疫対応等）に従事させるこ
3 とができる。

5 (2) 法制度

- 6 ① 動物衛生法及び同法に基づき制定される動物衛生規則及び届出伝染病
7 規則により、海外動物疾病発生時の通報義務、防疫対策、疾病発生時の
8 対応、輸出入検査、殺処分した動物等に対する補償、罰則等が規定され
9 ている。
- 10 ② 動物衛生法に基づく ASF 発生時の防疫措置を円滑に実施するため、ASF
11 発生時の防疫指針を策定している。2024 年 10 月時点において、防疫指
12 針の大部分は既に施行されている。

14 (3) カナダ養豚協会（CPC）

15 各州の養豚協会の連合体であるカナダ養豚協会（CPC）は、カナダの養豚場
16 における 3 つの要素（①トレーサビリティ、②食品安全及び動物衛生、③動
17 物福祉）に係るシステムとして、Canadian Pork Excellence プログラム（CPE
18 プログラム）（①PigTRACE、②PigSAFE、③PigCARE）を運営している。CFIA は
19 CPE プログラムを公的に認定しており、裏庭農場を含む全ての施設に対して
20 PigTRACE への登録を義務づけている。PigSAFE 及び PigCARE については、州
21 政府による文書審査及び現地調査を経て登録される。登録後も、州政府によ
22 り年 1 回の査察が実施され、遵守状況が審査される。また、①～③の全てに
23 登録していなければ、後述の連邦政府認定施設への出荷はできず、輸出を行
24 うことはできない。2022 年時点で全農場の 68%が 3 つのプログラム全てに
25 登録している。

27 2. 養豚場の一般情報及びバイオセキュリティ

28 カナダの家畜豚の飼養頭数は約 1,450 万頭（2021 年時点）であり、全体の
29 約 8 割がケベック州、オンタリオ州及びマニトバ州で飼養されている。

30 カナダの養豚場は、CPE プログラムの全てに登録し、輸出製品の加工及び
31 出荷が可能な「連邦政府認定施設」へ、家畜豚を出荷することが認められた
32 農場と、各州の国内消費向け専用のと畜場にしか出荷が認められていない農
33 場に分けることができる。家庭での消費を目的とした、いわゆる裏庭農場は

1 後者に含まれ、当該農場で生産された豚肉は一般の小売店で販売されない。

2 商用農場のバイオセキュリティに関して、CPC は National Swine Farm
3 Level Biosecurity Standard を策定している。本基準には、野生豚との接触
4 防止に関する勧告等が含まれ、CFIA によって公式に認定されている。ただし、
5 本基準の遵守は、あくまでも推奨であり、法的な拘束力はない。また、輸出
6 可能な農場は CPE プログラムの PigSAFE への登録が必須であるが、PigSAFE
7 には農場のバイオセキュリティ要件も含まれており、登録時に州政府によっ
8 て本要件を遵守していることが確認されている。さらに、家畜豚への肉及び
9 肉類を含む残飯の給与は、動物衛生規則によって禁止されており、飼料の原
10 材料は、飼料規則に記載されている材料でなければならないと定められてい
11 る。

12 リスク評価チームが実施した現地調査では、バイオセキュリティレベルが
13 高い大規模農場では、豚舎内に入る従業員のシャワーイン・シャワーアウト、
14 豚舎内専用の着衣・靴の着用といった、豚舎内へのウイルスの持ち込み防止
15 対策が実施されていた。一方、農場敷地の境界への柵等の設置や車両の入場
16 時の消毒等は実施されていなかった。

17 カナダにおける飼養イノシシ (farmed wild boar) の定義は、「カナダに
18 輸入されたヨーロッパイノシシを起源としており、主に食用として飼育され
19 るイノシシ科の動物 (*Sus scrofa*)」である。飼養イノシシ農場には商業用
20 の養豚場と同様の州及び連邦政府の規制が適用される。一部の州で、飼養イ
21 ノシシに対する規制の強化が進められている。

22 家畜豚の遺伝資源の管理及び流通は、CFIA が実施しており、CFIA によっ
23 て承認された人工授精センターでしか精液を採取することはできない。遺伝
24 資源を採取される家畜豚の搬入の際の要件は、CFIA が作成した「カナダ人工
25 授精プログラム」に定められている。ドナー雄豚をセンターに搬入する場合、
26 まずはセンターが指定する隔離施設において、30 日間の隔離期間が必要であ
27 り、その後センターへの入場前に臨床検査等を受ける必要がある。搬入時に
28 は、CFIA 獣医官による健康証明書及び入場前に実施した検査に関する陰性証
29 明書が添付されなければならない。

31 3. と畜・食肉処理に関する一般状況

32 連邦政府認定施設には、CPE プログラムの3つのプログラム全てに対して
33 登録されている農場のみが家畜豚を出荷することができる。農場から家畜豚
34 をと畜場や他の農場に移動する際、獣医師による健康観察は義務づけられて
35 いないが、動物衛生及び動物福祉の観点から、農場従業員や輸送者等が生体

1 輸送の前後に動物の健康確認を行い、異状がない旨を確認することが動物衛
2 生規則で義務とされている。と畜場への出荷の際には、と畜場に常在する
3 CFIA 獣医官及び検査官が搬入される家畜豚に添付された移動に関する書類
4 を確認し、と畜前後検査を行うとともに、と畜場の業務を常時監督する。と
5 畜前後検査において ASF を疑う所見を認めた場合には、当該施設はと畜作業
6 を停止した上で CFIA 地区事務所に通報し、動物衛生法及び ASF 防疫指針に
7 従い対応する。
8

9 4. トレーサビリティ及び移動管理

10 動物衛生規則に基づき、商用・非商用を問わずイノシシ科動物 (*Sus scrofa*)
11 を飼養又は受け入れる全ての農場、と畜場、生体市場等の施設は、当該施設
12 が所在する州当局より固有の施設識別番号 (PID) を取得する必要がある。加
13 えて農場内の豚舎には、豚舎毎に CPC または州の養豚協会が発行する豚舎識
14 別番号が割り当てられる。生体の移動は、PigTRACE で管理され、PigTRACE と
15 PID を連携した上で、CFIA が管理する複数の家畜種の移動情報を統合したデ
16 ータベースに反映される。

17 家畜豚を移動させた場合には、移動後 7 日以内に出発地と到着地の両方で
18 移動に関する情報を PigTRACE に入力することで CPC へ報告しなければならない。家畜豚の移動は、基本的には群単位で登録されるが、輸入豚の移動及
19 び繁殖豚の農場間移動には、耳標等による個体識別が必要となる。家畜豚の
20 個体識別番号は、CPC または州の養豚協会が発行及び管理する。

21 カナダでは、食品安全規則に基づき全ての食品製造業者に対して製品のト
22 レーサビリティの確保義務を課しており、ASF が発生した場合、処理時刻 (な
23 いしは時間帯) と豚舎識別番号から、発生農場及び疫学関連農場に由来する
24 家畜豚の肉が含まれる可能性のある製品のロットの範囲を、迅速に特定する
25 ことができる。食品事業者は、食品を回収可能な体制を維持するために、1
26 年に 1 回以上演習を実施しなければならない。CFIA は任意の対象施設を抽出し
27 て立入検査を行い、記録の確認や聞き取り等を行い、事業者の製品回収能力
28 や体制の監査を実施している。
29
30

31 5. 国境検疫に関する措置

32 国境検疫は、CFIA とカナダ国境サービス庁 (CBSA) が連携して実施する。
33 CBSA は国際空海港や郵便施設などにおいて、動物検疫を含む検査業務を実施
34 している。家畜豚の輸入検疫は CFIA が担当し、輸入される生体は国境の検

1 疫ポイントで健康状態及び輸出国政府が発行する健康証明書等の必要書類
2 の確認を行い、問題がなければ事前に許可を受けた検疫施設において 30 日
3 間以上隔離される。検疫期間中に異状が確認された場合には、直ちに CFIA に
4 通知され、CFIA による検査が実施される。

5 米国との間の生体の輸出入に関しては、所定の条件を満たしていれば個別
6 の輸入許可証は必要とされず、他の国との輸出入とは異なる取扱をしている。
7 また、米国とカナダは、相互にゾーニング措置を受け入れる包括的なゾー
8 ニング協定を締結している。ASF に関しては、野生豚での ASF 発生時に、加熱
9 処理肉は一時停止措置をとることなく貿易が可能であり、その他生体や生鮮
10 肉に関しても、段階を経て一時停止措置を緩和する取り決めを結んでいる。

11 豚の精液、受精卵、豚肉及び豚肉製品の輸入検疫は、まず国境の検疫ポ
12 イントで CBSA による書類検査が実施され、その後輸送された認可施設にお
13 いて CFIA が検査する。

14 旅客手荷物の検査・違反品収去の権限は CBSA が有する。CBSA は、CFIA が
15 規制する物品（肉製品等）をシステム上で検索しながら、動植物を含む全て
16 の旅客手荷物の検疫を実施する。入国審査時に、畜産物を含む輸入禁止品の
17 所持や商用貨物等の書類審査、探知犬による携帯品の探知を行い、違法に持
18 ち込まれた畜産物等の輸入禁止品を確認した場合は、当該品を没収し、認可
19 を受けた廃棄業者が国内法令に基づいて処分する。

20 輸出証明書は、輸出要件を満たしていることを、CFIA 獣医官又は検査官が
21 確認した上で、CFIA 獣医官が発行する。

22 23 6. 診断機能

24 カナダでの ASF 検査は、ナショナルリファレンスラボラトリーである国立
25 海外動物疾病センター（NCFAD）及び NCFAD が認定した 6 つの検査施設で実
26 施される。疑い事例が発生した際に、当該事例が初発例または制限区域外の
27 発生例である場合には、一次検査から確定診断まで必ず NCFAD が実施する。
28 また、制限区域内での続発事例については、いずれかの認定検査施設で一次
29 検査を実施する。一次検査で陽性または陰性であると確定できない場合には、
30 NCFAD が確定診断を行う。

31 ASF の検査は、CFIA が策定した ASF/CSF 検査計画に沿って行われ、検査手
32 法及び検査キットも NCFAD の認定を受けたもののみが用いられる。検査は
33 NCFAD に認定された検査員のみが実施可能で、定期的な技能試験を通じた精
34 度管理が行われている。

35 検査計画に基づき ASF の一次検査にはリアルタイム PCR 法が用いられ、シ

1 ークエンスによる遺伝子検査をもって確定する。検査室検査は ISO 17025 に
2 準拠した精度管理の下で行われている。

4 7. 平時のサーベイランス

5 動物衛生法に基づき、家畜豚を対象とした ASF サーベイランスとして、ASF
6 の疑い事例の通報（発見者に対する義務）に基づくパッシブサーベイランス
7 の他、国内の検査施設のネットワークに属するカナダ家畜衛生サーベイラン
8 スネットワーク（CAHSN）ラボが日常的に行う病性鑑定のために提出された
9 サンプル並びにと畜場到着時に死亡していた豚及びと畜場において敗血症
10 や心膜炎等の所定の異状が確認された豚を対象としたアクティブサーベイ
11 ランスが実施されている。これらを合わせて年間 300 頭程度の検査実績が積
12 まれている。

13 野生豚を対象とした、ASF サーベイランスは、パッシブサーベイランスが
14 あり、捕獲又は死亡した野生豚であって ASF の疑いがあるものに対する通報
15 義務及び検査を実施する枠組みは設けられている。しかし、野生豚での ASF
16 疑い事例の報告はなく、この枠組みを使用した検査の実績はない。

17 カナダは、野生豚の強化パッシブサーベイランスの枠組みを新たに策定し、
18 2024 年 7 月からその運用を開始した。2024 年 9 月末までに 4 州で計 104 頭
19 の検査（一部の州で 7 月より前に先駆けて検査されたものを含む）を実施し、
20 いずれも陰性が確認されている。CFIA は強化パッシブサーベイランスの対象
21 として年間 100 頭程度のサンプルが得られるものと見積もっている。

23 8. 野生豚の一般情報及び管理

24 カナダには在来種としての野生イノシシは棲息しておらず、同国内に棲息
25 しているのは、農場から逃げ出した家畜豚、かつて輸入されたユーラシアイ
26 ノシシ及びそれらの交雑種で、野生豚（wild pig）と呼ばれている。野生豚
27 は侵襲性外来種あるいは害獣と見做され、CFIA は 2032 年までに撲滅を目指
28 して頭数削減計画を検討している。2023 年 3 月時点では、州毎における分布
29 の違いがあることから、野生豚の狩猟及び個体数の管理は各州当局が担当し
30 ており、一部の州においては野生豚が駆除及び処分されている。国内の野生
31 豚の分布を正確に推定できるデータはないが、州政府が独自に実施している
32 調査や、大学による研究結果から、野生豚の生息域は、主に比較的温暖な南
33 部国境付近の特定の地域に限られると考えられている。

9. 家畜豚における ASF 発生時の対応

カナダにおいて現在に至るまで ASF 発生事例は確認されていないが、感染を疑う動物を発見した際の通報体制や発生時の対応等について ASF 防疫指針に規定されている。また、ASF 等の海外動物疾病が発生した場合には、CFIA が主体となり、必要な措置を本指針に基づき実施することとされている。

ASF 防疫指針では、家畜豚で ASF を疑う症状が認められた際には、施設の規模や商用・非商用の別を問わず、それを認識した飼養者、獣医師、輸送者、研究者、と畜場の従業員等は直ちに CFIA 地区事務所へ通報しなければならない。CFIA 獣医官及び検査官は疑い事例の通報のあった当該施設において、検体の採取と施設の調査を実施するとともに、採取した検体を検査機関に送付または輸送する。NCFAD または認定検査機関が実施する一次検査（リアルタイム PCR）で陰性であることが確認できなかった場合には、推定陽性と判断され、CFIA が制限区域（感染区域（IZ）半径 3 km、制限区域（RZ）半径 10 km）を設定する。また、確定陽性と判断された場合、当該制限区域内における家畜豚、豚肉及び豚肉製品の移動制限、家畜豚の殺処分並びに疫学調査等を実施するとともに、移動制限の適用範囲を主要管理区域（PCZ）内全域に拡大することとしている。農場の所在地等に関する情報は州政府が保有しているため、ASF が発生した場合は、移動制限などの防疫措置を行う CFIA の地域事務所が、発生の都度、発生地域の農場に関する情報を州政府から入手して、移動制限等の対象農場を特定する必要がある。

ASF 発生時の人員及び資材について、CFIA が確保及び提供する。また、定期的な防疫演習の実施等、家畜豚での発生を想定した ASF の早期に封じ込め体制を構築し、強化を図っている。また法律に基づく殺処分については補償制度が整備されている。

10. 野生豚における ASF 発生時の対応

カナダ国内の野生豚で ASF が確認された際の措置は、CFIA の ASF 防疫指針に規定されている。野生豚が ASF 陽性となった場合には、CFIA により少なくとも発生地から最低半径 50 km の制限区域が設定され、野生豚及び家畜豚のサーベイランスが実施される。制限区域は、疫学調査の結果及び状況を踏まえて、半径 20 km、半径 10 km と段階的に縮小される。

なお、カナダにおいて野生豚の食用利用は一般的でなく、野生豚をと畜場で処理することは法令で禁止されている。

1 III. まとめ

2 カナダでは、中央政府である CFIA の本部が動物衛生に関する法令整備や政
3 策決定等を担っており、CFIA の地方部局がこれに従った防疫対応等を行う。
4 防疫措置を実施する上で必要なリソースは、CFIA による民間獣医師の認定制
5 度による人員の確保や資材の備蓄を通じて適切に確保されている。動物衛生
6 に関するリスク管理については、動物衛生法及びその関連法令によって規定
7 されている。ASF が疑われる動物を確認した動物の飼養者には通報義務が課さ
8 れている。ASF 発生時の防疫措置は、ASF 防疫指針に規定されている。当該指
9 針は、2024 年 10 月時点で未完成だが、大部分かつ主要な部分は作成済みであ
10 り、またその内容は妥当と言える。これらのことから、カナダにおいては、
11 ASF の発生を適時に把握し、的確に封じ込めるための基礎となる家畜衛生体制
12 及び法令が整備されていると考えられる。

13 農場バイオセキュリティについて、連邦政府認定施設への出荷が認められ
14 ている農場は、CPE プログラムへの登録及び州当局による定期的な監査を通じ
15 て一定の水準が確保されている。また、家畜豚への残飯の給餌は動物衛生規
16 則によって禁止されている。さらに、CPC が National Swine Farm Level
17 Biosecurity Standard を策定しており、CFIA がこの基準を公認している。た
18 だし、本基準の遵守についてはあくまでも推奨であり、法的な拘束力は伴わ
19 ない。また、カナダにおける農場バイオセキュリティは、豚舎内への疾病の
20 侵入防止措置に主眼を置いたものであり、農場外から農場敷地内への侵入防
21 止措置にはほとんど焦点が当てられていない。これらのことから、輸出され
22 る製品の由来となる家畜豚を飼養する農場について、ASF ウイルスを豚舎に侵
23 入させないためのバイオセキュリティ措置の実施や疾病発生時の農場間の伝
24 播リスクが適切にコントロールされ得る体制が一定程度、確保されている一
25 方、農場周辺がウイルスに汚染していた場合の周辺環境から農場への侵入に
26 によるリスクには留意が必要と考えられる。

27 農場、と畜場、生体市場等の国内の全ての豚生産関連施設は、システムに
28 登録され、施設識別番号 (PID) の取得が義務付けられている。また、肥育豚
29 については群単位で、繁殖豚については個体単位で識別が義務付けられてい
30 る。これらの情報及び家畜豚の移動履歴は、農場やと畜場により PigTRACE に
31 登録され、CPC がこの情報を管理しており、CFIA の管理する家畜情報デー
32 ベースとも情報が共有されている。これらのことから、カナダにおいては、
33 ASF が発生した際に、制限区域内の農場分布や疫学関連農場を迅速に把握する
34 ための体制が整っていると考えられる。

1 上述のとおり、我が国に豚肉等を輸出することができるのと畜場及び食肉処
2 理場は、連邦政府認定施設として CFIA による認定を取得する必要がある。と
3 畜時には CFIA 獣医官又は検査官によると畜前後検査が行われる。市場に流通
4 する豚肉及び豚肉製品については、加工・流通業者に対して国内法令に基づ
5 くトレーサビリティの確保が義務付けられており、家畜豚で ASF が発生した
6 場合、発生農場やその疫学関連農場で飼養されていた家畜豚に由来する可能
7 性のある製品ロットを特定することが可能である。また、特定の地域に由来
8 する豚、豚肉及び豚肉製品のみ輸入可能であることを輸入条件として求めた
9 場合、カナダ当局には当該輸入条件を担保することが可能な体制が整ってい
10 ると考えられる。輸出検査証明書は、対象物品が所定の輸出要件を満たして
11 いることを CFIA 獣医官又は検査官が確認した上で発行する体制が整備されて
12 いると考えられる。

13 家畜豚の輸入検疫としては、国境の検疫ポイントでの健康状態及び輸入条
14 件を満たしていることの確認並びに輸入後の隔離検疫が実施されている。家
15 畜豚の精液、受精卵、豚肉及び豚肉製品の輸入検疫としては、国境の検疫ポ
16 イントでの書類検査及び認可施設における現物検査が実施されている。旅客
17 手荷物の検査及び違反品収去については、入国審査時に畜産物を含む輸入禁
18 止品の所持状況の確認や商用貨物等の書類審査、探知犬による携帯品の探知
19 が実施されている。これらのことから、水際における ASF 侵入防止措置は、
20 適切に講じられていると考えられる。

21 国内での ASF 検査は、CFIA が策定した検査計画に沿って、ナショナルリフ
22 アレンスラボラトリーである NCFAD 及び認定検査施設が実施する。検査は精
23 度管理の下で行われており、適切な検査を遅滞なく実施する体制が整ってい
24 ると考えられる。

25 家畜豚のサーベイランスは、上述の通報義務に基づく ASF 疑い家畜を対象
26 としたパッシブサーベイランスに加え、アクティブサーベイランスも実施さ
27 れている。このことから、家畜豚のサーベイランスは、平時から発生状況を
28 監視する体制が整備されており、発生時も平時のサーベイランスをベースと
29 した強化サーベイランスが適切に実施可能と考えられる。

30 野生豚の管理については、各州に委ねられており、特に生息状況の把握に
31 ついては、現時点で国レベルの十分な体制や能力が構築されているとは言い
32 難い。野生豚のサーベイランスについては、従来から ASF が疑われる捕獲さ
33 れた又は死亡した野生豚を対象としたパッシブサーベイランスプログラムが
34 枠組みとしては存在しているが、この枠組みに沿った実際の検査実績は無
35 い。そこでこの枠組みに加えて CFIA は、駆除された健康な野生豚を対象とし
36 た野生豚の強化パッシブサーベイランスの枠組みを 2024 年 7 月に新たに策定

1 し、2024年9月末までに計104頭（一部の州で7月より前に先駆けて検査され
2 られたものを含む）の検査を実施した。野生豚のサーベイランスの具体的な枠
3 組みが整備され、実際の検査も開始されていることから、野生豚のサーベイ
4 ランスの実施能力はある程度確保されていると考えられる。しかしながら、
5 その運用についてはまさに開始されたところであり、また、州により実施能
6 力や体制に違いがあると考えられることから、ASF発生時に講じられるサーベ
7 イランスの実効性については不確実性が残る。

8 家畜豚がASF推定陽性と判断されたとき、CFIAは制限区域を設定し、当該
9 地域内に所在する農場に対して豚及び畜産物に移動制限を課すこととしてい
10 る。さらに、それが確定陽性と診断された段階で、CFIAは殺処分及び疫学調
11 査等を実施するとともに、移動制限の適用範囲を個々の農場からPCZ内全域
12 に拡大することとしている。野生豚でのASF発生時も家畜豚での発生時と同
13 様に制限区域の設定や移動制限等が講じられる。これらのことから、カナダ
14 では、ASF発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されていると考えら
15 れる。

16 これらの点を考慮すると、カナダではASFの発生を早期に摘発し、適切な
17 防疫措置を実施するために必要な体制が一定程度確保されていると考えられ
18 る。また、仮に日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向
19 け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合、これらの
20 要求に対応可能な体制が備わっていると考えられる。

21 一方で、カナダは現時点においてASF未発生国であり、発生時に関連法規
22 等の規定のとおり防疫措置を講じた実績がない。特に、発生時に講じられる
23 野生豚に対するサーベイランスの実効性については、不確実性が大きい点に
24 留意が必要である。発生時に野生豚のサーベイランスの実効性を欠く場合、
25 感染した野生豚の早期摘発が機能しないため、カナダが設定する制限区域の
26 範囲が実際の疾病の分布範囲を網羅しないおそれがある。

27 また、新たな地域で飛び地的にASFが発生した場合には、サーベイランス
28 によって疾病の分布地域が特定されるまでは制限区域の範囲の妥当性が担保
29 されないことにも留意が必要である。

30 以上のことから、カナダにおけるASF発生時の豚、豚肉及び豚肉製品の輸
31 入について、

- 32 （1）カナダに対し、適切なリスク管理措置を課すとともに、ASFのゾーニン
33 グを適用して、発生認められない地域に限定することにより、我が
34 国にASFが侵入するリスクは極めて低くなると考えられる。
- 35 （2）ゾーニング適用単位は、カナダがASF未発生国であることによる上述
36 の不確実性を考慮すると、制限区域を含む又は接する州・準州、又は

1 それ以上の大きさとし、十分な安全域を確保することが重要と考
2 える。

- 3 (3) 農場又は野生豚で最初の感染が認められた場合や、カナダが設定する
4 制限区域外で ASF が発生した際には、カナダ全土からの豚、豚肉及び
5 豚肉製品の輸入を一時的に停止し、強化サーベイランスを含む防疫措
6 置等の実効性を確認した上でゾーニングを適用した輸入の再開を検討
7 する等、上述の不確実性を最小限に押さえるための適切なリスク管理
8 措置を講じることが重要と考える。

(略称一覧)

略称	日本語表記	説明
CFIA	カナダ食品検査庁	家畜衛生、植物防疫及び食品衛生の所管するカナダの政府機関
GPC	カナダ養豚協会	各州の養豚協会の連合体（生産者団体）
CPE	—	GPC が運営する、農場におけるトレーサビリティ、動物衛生及び動物福祉についての認証システム
PigTRACE	—	CPE プログラムのうち、トレーサビリティに関するプログラム
PigSAFE	—	CPE プログラムのうち、食品安全に関するプログラム
PigCARE	—	CPE プログラムのうち、動物福祉に関するプログラム
CBSA	カナダ国境サービス庁	CFIA が州および大学の獣医学診断施設研究所と提携して設立した州の検査施設ネットワーク
NCFAD	国立海外動物疾病センター	ASF の確定診断を実施する検査施設
CAHSN	カナダ家畜衛生サーベイランスネットワーク	CFIA が州および大学の獣医学診断施設研究所と提携して設立した州の検査施設ネットワーク
IZ	感染区域	ASF 発生農場の周辺半径 3 km の区域。
RZ	制限区域	ASF 発生農場の周辺半径 10km の区域。
PCZ	主要管理区域	ASF 発生に伴う制限区域及びバッファ区域である安全区域を含む区域
PID	施設識別番号	国内の全ての豚生産関連施設が取得を義務付けられている識別番号